

テクノプロ・グループ サプライヤー方針

テクノプロ・グループは、事業活動を通じて当社グループの企業理念である「テクノプロ・グループ・パス」を実現するためには、サプライチェーン全体での持続可能な社会に向けた取組みが不可欠であるとの考えに基づき、テクノプロ・グループに対して製品・サービスを供給する事業者に対する取組み及び遵守を求める事項を明確化するため、「テクノプロ・グループ サプライヤー方針」をここに定めます。

1. 本方針の対象及び基本的な考え方

- 本方針の対象は、テクノプロ・グループに製品・サービスを供給する法人（以下、「サプライヤー」という。）とします。
- テクノプロ・グループは、本方針に基づき、サプライヤーとの信頼と協力の上で、双方の価値向上につながる持続的な共創関係の構築に努め、供給を受ける製品・サービスの持続可能性を追求するとともに、社会的責任を果たします。
- テクノプロ・グループは、サプライヤーの選定にあたっては、製品・サービスの品質・価格・納期、技術力・供給力等に加えて、コンプライアンスや環境・人権尊重等を総合的に評価して決定します。

2. サプライヤーに遵守を求める事項

- テクノプロ・グループは、以下に掲げる事項の遵守に対する理解と協力をサプライヤーに求めます。サプライヤーには、サプライヤーの役員・従業員、及びサプライチェーンを構成するサプライヤー自身の取引先等に対しても、遵守に向けた積極的な取組みを働きかけるよう要望します。

1) コンプライアンスに係る事項

コンプライアンスの徹底

- ・ 国内外の関係法令を遵守し、国際的なルール・慣行・ガイドラインの理解に努めるとともに、社会規範に則った誠実かつ良識ある事業活動を行う。

公正な競争

- ・ 公正で自由な取引を定めた国内外の関係法令を遵守し、私的独占、カルテル等の不当な取引制限をはじめ、自由競争を阻害する取引行為、取引上の立場を利用した不当な優越的地位の濫用行為、他者の知的財産の侵害行為等は行わない。

腐敗・犯罪等の防止

- ・ 詐欺行為、マネーロンダリング、不正商取引、テロ行為等、腐敗・汚職・犯罪等の行為には関与しないとともに、これらに利用されることのないよう十分に留意する。

贈収賄の禁止

- ・ 国内外を問わず、また直接・間接を問わず、営業上の不正な利益を得るための金銭、便益、その他の利益の供与、申込、約束、要求、收受を行わない。

反社会的勢力との断絶

- ・ 反社会的勢力又はそれと疑われる者からの要求は、断固として拒否するとともに、一切の関係を持たない。

情報管理の徹底

- ・ 会社や顧客・取引先等の秘密情報、特定個人情報、個人情報等は、漏洩、流出、持出、不適切な使用

等がないよう、労働者が遵守すべき規範や方針を策定し、国内外の関係法令や社内規程に基づき厳重に管理する。

- ・ 情報セキュリティに関して労働者が遵守すべき規範や方針を策定し、その社内規程の遵守、会社の各種情報システム・ネットワーク・記録媒体等の適正な使用に努めるとともに、外部からの不正アクセスや侵入防止のための対策を適切に講じる。

2) 人権の尊重に係る事項

差別の禁止

- ・ 国籍、人種、年齢、出身、職業、性別、性的指向・性自認、思想、信条、宗教、障害、社会的地位、門地等の属性、又は妊娠、出産、育児、介護等を理由とした差別を禁止する。

ハラスメントの禁止

- ・ 身体的、精神的であることを問わず、性別・地位・妊娠等を背景としたハラスメント、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、及び誹謗や中傷を含む個人の尊厳を脅かす一切の行為を禁止する。
- ・ 顧客・取引先等による威圧的・精神的・拘束的な言動、及び社会通念上不相当な過剰な要求等、従業員の就業環境が害される行為（カスタマーハラスメント）があったと判断した場合、サービスの提供の停止、法的措置等も含め厳正に対応する。

強制労働・児童労働の禁止

- ・ 強制労働、奴隷や人身売買を利用した労働、児童労働を禁止する。

結社の自由・団体交渉権の尊重

- ・ 従業員の自由な意思に基づいて労働組合を結成する権利、及び参加・不参加を選択する権利を尊重し、団体交渉権の行使を容認する。

適正な賃金の支払い及び労働時間の管理

- ・ 報酬（最低賃金、残業代、及び法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に適用される法令を遵守するとともに、生活賃金の支払に配慮する。
- ・ 適用法令を遵守して適正に労働時間・休日を管理し、従業員のワーク・ライフ・バランスを実現する。

従業員の安全・衛生・健康の確保

- ・ 従業員の心身の健康や安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組む。
- ・ 従業員のライフステージに応じ、育児・介護・治療等と業務の両立支援に取り組む。

3) 環境課題に係る事項

気候変動

- ・ 温室効果ガス排出量削減、気候変動による負の影響軽減に努める。

持続的資源利用

- ・ 効率的エネルギー利用や廃棄物の削減、循環型社会の構築に努める。

汚染防止・環境保全

- ・ 汚染物質や有害廃棄物の適正処理、自然環境への配慮・生物多様性の維持保全に努める。

水資源

- ・ 水使用量の削減、水資源利用の効率性向上に取り組み、水資源の保全に努める。

4) 製品・サービスの提供体制に係る事項

品質・安全性の確保

- ・ 製品・サービスが各国の法令等で定める安全基準を満たすとともに、正確な情報の提供及び品質管理の徹底に努める。

事業継続計画

- 製品・サービスの安定供給に向けて、不測の事態が発生しても中核的な重要業務を速やかに復旧させるための事業継続計画の整備に努める。

3. テクノプロ・グループとしての取組み事項

(1) 周知理解の推進及び支援

- テクノプロ・グループは、新規に取引を開始するサプライヤー及び継続的取引のあるサプライヤーに対し、本方針の周知を行い、理解・協力を得られるよう努め、サプライヤーと協働したサステナビリティ活動に誠実に取り組みます。
- 必要に応じて、サプライヤーに対し、人権及び環境を含めたサステナビリティに関する研修を実施する等の支援活動を行います。

(2) モニタリング

- テクノプロ・グループは、サプライヤーにおける本方針の遵守状況を把握するため、サプライヤーに対する定期的な調査を実施します。
- 必要に応じて、訪問や情報提供の依頼等、追加の調査によりサプライヤーの活動状況の確認を行う場合があります。

(3) 是正指導

- サプライヤーにおいて必要項目が遵守されていない状況が確認され、人権及び環境等への負の影響を引き起こしている場合、テクノプロ・グループは、サプライヤーに対して改善対応を要望し、是正指導を行います。
- 継続的な是正指導にも関わらず、適切な改善の取組みがなされない場合、また著しい逸脱が継続する場合には、当該サプライヤーとの取引の継続を見直しする可能性があります。

2026年3月1日 制定